

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 26 日

福岡県知事 殿

提出者

住所 福岡県福岡市
博多区博多駅東2丁目14番1号
氏名 前田建設工業株式会社九州支店
常務取締役支店長 尾付野 誠
電話番号 092-451-1541

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	前田建設工業(株)九州支店 ESR福岡甘木作業所 他
事業場の所在地	福岡県朝倉市一木字下長牟田58番地-1他(福岡市・北九州市・久留米市内を除く)
計画期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	D. 建設業
② 事業の規模	完成工事高【九州支店】30,589百万円/令和4年度
③ 従業員数	【九州支店】270人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR A[産業廃棄物] --> B[自社運搬] A --> C[産業廃棄物収集運搬許可者による運搬] B --> D[中間処理施設] C --> D D --> E[再資源化施設] D --> F[最終処分場] E <--> F </pre>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 別添 廃棄物処理に係る管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず等
	排出量	2,316 t	8 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	排出量	120 t	5 t
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	廃プラスチック類（石線含右）
	排出量	416 t	13 t
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず
	排出量	58 t	19 t
	産業廃棄物の種類	木くず	その他
排出量	204 t	24 t	
産業廃棄物の種類			
排出量	t	t	
(これまでに実施した取組)			
・ 資材の搬入数量を適正管理し、不要材の発生を抑制			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず等
	排出量	201 t	27 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	排出量	92 t	35 t
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	廃プラスチック類（石線含右）
	排出量	29 t	5 t
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず
	排出量	500 t	21 t
	産業廃棄物の種類	木くず	その他
排出量	59 t	33 t	
産業廃棄物の種類			
排出量	t	t	
(今後実施する予定の取組)			
・ 資材の搬入数量を適正管理し、不要材の発生を抑制			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特定建設資材廃棄物以外の廃プラスチックや紙くずなど 極力細分化して分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現状の継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 4 年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず等
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	廃プラスチック類（石綿含有）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	木くず	その他
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・特になし			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず等
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	廃プラスチック類（石綿含有）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	木くず	その他
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・特になし			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和 4 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず等	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	廃プラスチック類（石綿含有）	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	木くず	その他	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類			
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t			t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t			t
(これまでに実施した取組) ・特になし				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず等	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	廃プラスチック類（石綿含有）	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	木くず	その他	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	
産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t		t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t		t
(今後実施する予定の取組) ・特になし				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（ 4年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず等	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	廃プラスチック類（石綿含有）	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
②計画	産業廃棄物の種類	木くず	その他	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組) ・特になし			
	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず等	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t		
産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	廃プラスチック類（石綿含有）		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t		
産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t		
産業廃棄物の種類	木くず	その他		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t		
産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t		
(今後実施する予定の取組) ・特になし				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 2枚目 (5品目目から8品目目)

【前年度 (4年度) 実績】			
産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	廃プラスチック類 (石綿含有)	
	全処理委託量	416 t	13 t
優良認定処理業者への委託量	7 t	0 t	
再生利用業者への委託量	343 t	0 t	
認定熱回収業者への委託量	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	0 t	0 t	
産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	
全処理委託量	58 t	19 t	
優良認定処理業者への委託量	0 t	0 t	
再生利用業者への委託量	56 t	18 t	
認定熱回収業者への委託量	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)			
・再生利用業者へ処理を委託			
【目標】			
産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	廃プラスチック類 (石綿含有)	
全処理委託量	29 t	5 t	
優良認定処理業者への委託量	1 t	0 t	
再生利用業者への委託量	24 t	0 t	
認定熱回収業者への委託量	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	0 t	0 t	
産業廃棄物の種類	汚泥	紙くず	
全処理委託量	500 t	21 t	
優良認定処理業者への委託量	0 t	0 t	
再生利用業者への委託量	477 t	20 t	
認定熱回収業者への委託量	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)			
・基本的に再生利用業者へ処理を委託			

①現状

②計画

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 3枚目 (9品目目から12品目目)

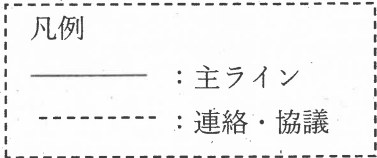
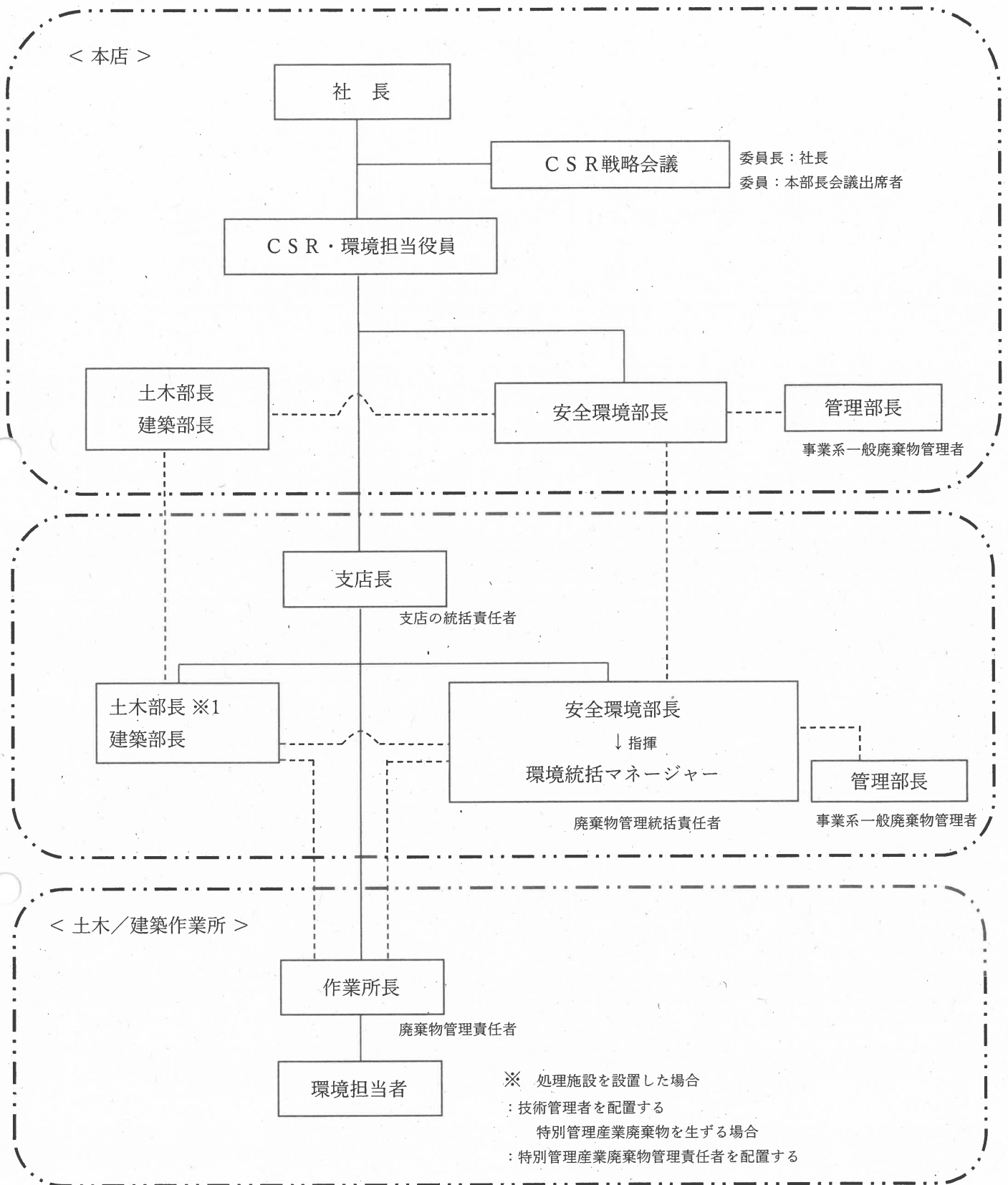
①現状	【前年度 (4年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	その他
	全処理委託量	204 t	24 t
	優良認定処理業者への処理委託量の	29 t	1 t
	再生利用業者への処理委託量の	204 t	24 t
	認定熱回収業者への処理委託量の	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量の	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量の	t	t
	再生利用業者への処理委託量の	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量の	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量の	t	t
	(これまでに実施した取組) ・再生利用業者へ処理を委託		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	その他
	全処理委託量	59 t	33 t
	優良認定処理業者への処理委託量の	8 t	1 t
	再生利用業者への処理委託量の	59 t	33 t
	認定熱回収業者への処理委託量の	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量の	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	0	0
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量の	t	t
	再生利用業者への処理委託量の	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量の	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量の	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・基本的に再生利用業者へ処理を委託		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に係る管理体制

1 全社の管理体制



2 作業所の責任・権限

作業所については、下記の組織表を作成し、責任・権限を明確にして環境保全活動の実施及び管理を行っていく。

